

吳市教育委員会議題
(令和4年5月26日定例会)

吳市教育委員会

令和4年5月26日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第26号 令和5年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について
- 4 報告第9号 令和5年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について
- 5 教議第27号 令和5年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
- 6 報告第10号 令和5年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について
- 7 報告第11号 令和4年度学校別児童・生徒数について
- 8 教議第28号 呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について
- 9 報告第12号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
- 10 報告第13号 寄附受納について
- 11 教議第29号 臨時代理の承認について（学校給食の在り方について（報告））
- 12 報告第14号 専決処分について
- 13 報告第15号 広島県に対する提案事項について
- 14 報告第16号 呉市いじめ問題等調査委員会条例第2条第2号の調査の実施について
- 15 教議第30号 呉市立美術館運営審議会委員の委嘱について

令和5年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について

令和4年5月26日
呉市教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等にとり、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択する。

その際、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査・研究を行う。

- ア 内容の特徴・程度
- イ 内容の構成・配列・分量
- ウ 内容の表現・表記
- エ 印刷・製本の状態

(2) 適正かつ公正な採択の確保

- ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期する。
- イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

(3) 開かれた採択の推進

- ア 採択結果及び理由について、採択後、遅滞なく公表するものとする。
- イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公開するものとする。
 - (ア) 教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料
 - (イ) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録
 - (ウ) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

2 方法、組織及び手続

教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続によって、採択を行う。

- (1) 特別の教育課程を編成する場合に、文部科学大臣の検定を経た教科用図書（以下「検定済教科用図書」という。）を使用することが適当でないときは、下学年用検定済教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択する。

(2) 各学校は、教科書選定会議を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を教育長に提出する。

令和5年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について

学校安全課

義務教育諸学校特別支援学級用の教科用図書の採択は、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」、「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」及び「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」の中から採択することとなっているため、毎年度実施する必要がある。

令和5年度呉市立義務教育諸学校特別支援学級の教科用図書採択については、次により実施するものとする。

1 採択の方針

「令和5年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について」による。

2 採択の手順

「教科用図書採択の手順【特別支援学級】」による。

3 日程

	内 容
4月	○採択の基本方針等を広島県教育委員会会議で決定
5月 、 8月	○「令和5年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について」を教育委員会会議で決定 ○「令和5年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について」を教育委員会会議で報告 ○特別支援学級設置校に教科用図書の選定について通知 ○教科書選定会議 ○教育長への選定理由書の提出 ○教育委員会会議（議決、採択）

※ 教科用図書の法定展示

期間 令和4年6月10日（金）～令和4年6月24日（金）

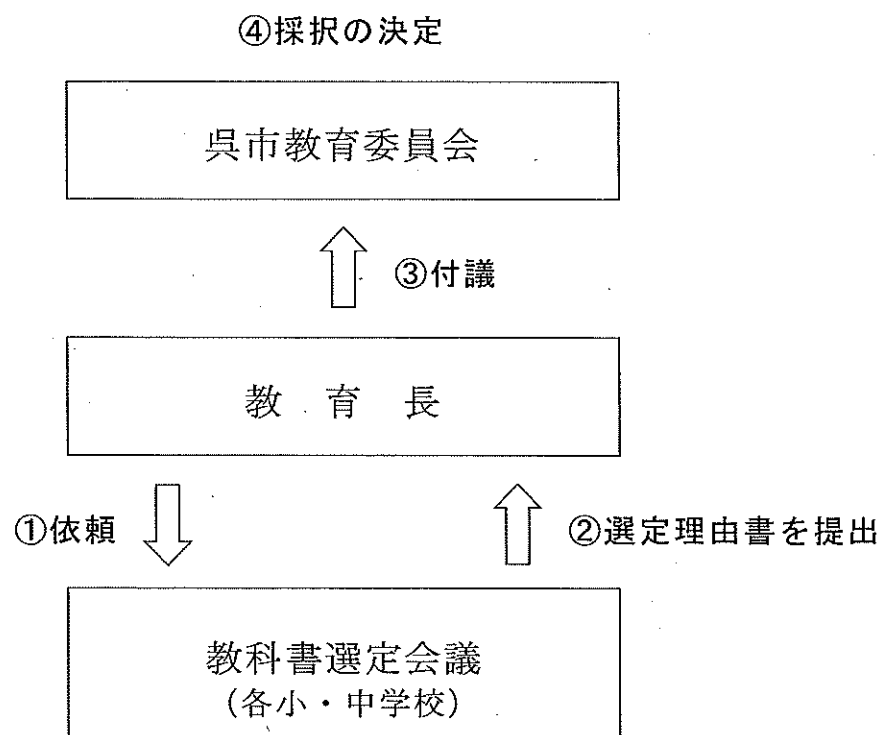
日時 平日 9時30分～19時（休館日20日（月）を除く。）

土日 9時30分～17時

場所 生涯学習センター（つばき会館）601集会室

（期間、日時、場所について変更になる可能性あり）

教科用図書採択の手順【特別支援学級】



- ① 各小・中学校に「令和5年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について」及び日程を示し、教科用図書の選定について依頼する。
- ② 各小・中学校は、教科書選定会議を設置し、児童生徒の障害の状況及び発達段階に適合した教科用図書を選定するとともに、選定理由書を提出する。
- ③ 教育長は、教育委員会会議に付議する。
- ④ 各小・中学校が選定した教科用図書について審議し、会議の議決を経て採択を行う。

令和5年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について

令和4年5月 日
呉市教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等にとっとり、呉高等学校（以下「学校」という。）の生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

その際、学校が選定し、報告した教科用図書について、文部科学省の示す一般的指導事項及び学校の教育課程に照らして検討し、適正と認めたものを採択する。

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期する。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択の結果及び理由について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公開するものとする。

(ア) 教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

(イ) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

(ウ) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

2 選定上の留意事項

(1) 学校は選定委員会等を設置し、十分な調査・研究に基づいて選定するとともに、選定理由書を教育長に提出する。

(2) 学校の実態や教育目標等を十分考慮して、学校の教育課程に最も適した教科用図書を選定する。

(3) 保護者の経済的負担について配慮する。

令和5年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について

学校教育課

高等学校の教科用図書の採択は、毎年度発行の「高等学校用教科書目録」に登載されている教科書から採択することとなっているため、毎年度実施する必要がある。

令和5年度呉市立呉高等学校の教科用図書採択については、次により実施するものとする。

1 採択の方針

「令和5年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」による。

2 採択の手順

「教科用図書採択の手順【呉高等学校】」及び「呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領」による。

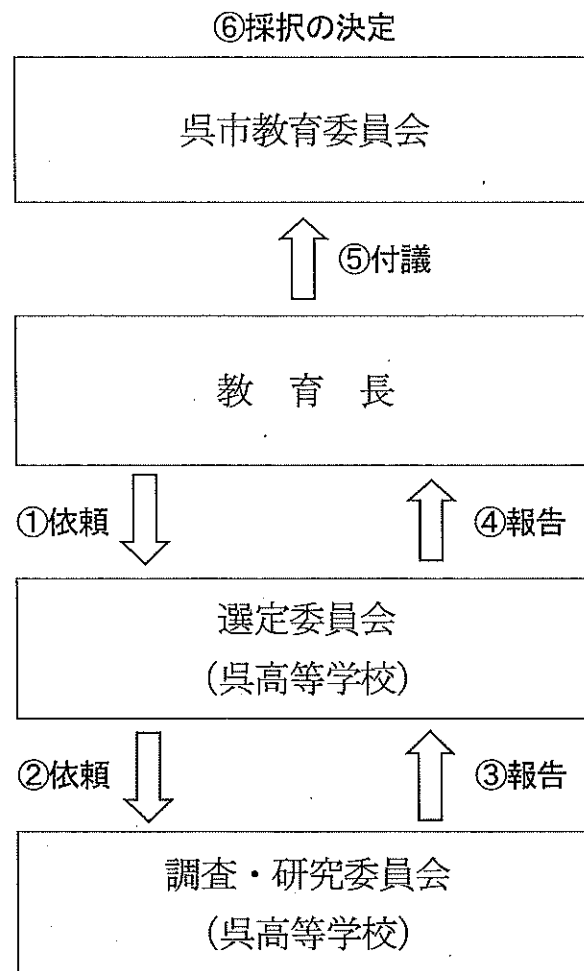
3 日程

	内 容
4月	○採択の基本方針等を広島県教育委員会会議で決定
5月 ） 8月	○「令和5年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を教育委員会会議で決定 ○「令和5年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を教育委員会会議で報告 ○選定委員会 ○調査・研究委員会 ○教育長への報告（選定委員会委員長の報告） ○教育委員会会議（議決，採択）

※ 教科用図書の法定展示

期間 令和4年6月10日（金）～令和4年6月24日（金）
日時 平日 9時30分～19時（休館日20日（月）を除く。）
土日 9時30分～17時
場所 生涯学習センター（つばき会館）601集会室
（期間，日時，場所について変更になる可能性あり）

教科用図書採択の手順【呉高等学校】



- ① 「令和5年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」、
「呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領」及び日程を示し、教科用図書の選定について
依頼する。
- ② 呉市教育委員会が示す「令和5年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係
る基本方針について」に基づき、調査・研究の観点を示し、教科用図書の調査・研究を依頼
する。
- ③ 観点に基づき、教科用図書について調査・研究を行い、報告する。
- ④ 報告を基に教科用図書について審議し、理由を付し報告する。
- ⑤ 教育長は、教育委員会の会議に付議する。
- ⑥ 報告を基に教科用図書について審議し、会議の議決を経て採択を行う。

呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領

この要領は、呉市教科用図書の採択に関する規程（昭和60年呉市教育委員会訓令第4号）第13条及び呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針（以下「採択基本方針」という。）に基づき、呉市立呉高等学校教科用図書の採択手続に関する必要な事項を定める。

なお、呉市教科用図書の採択に関する規程のうち第1条から第3条まで、第10条、第12条及び第14条については準用するものとする。

1 教育委員会の役割

- (1) 採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者及び地域住民に説明責任を果たすことができるよう、採択手続を確立する。
- (2) 選定委員会及び調査・研究委員会を置き、それぞれの責任を明確にし、その機能の充実を図るとともに、適切な指導・助言を行う。

2 選定委員会

- (1) 選定委員会は、次に定める委員をもって組織する。
 - ア 呉市立呉高等学校校長（以下「校長」という。）及び呉市立呉高等学校教頭（以下「教頭」という。）
 - イ 地域代表、学識経験者等
- (2) 校長を委員長、教頭を副委員長とする。
- (3) 呉市教育委員会が定めた採択基本方針に基づき、調査・研究委員会に教科用図書を調査する観点を示す。
- (4) 調査・研究委員会の報告を受け審議し、その結果について理由を付し、呉市教育委員会教育長に報告する。

3 調査・研究委員会

- (1) 教科用図書について、充分かつ綿密に調査・研究を行い、その結果について、選定委員会に報告する。
- (2) 専門的な調査・研究を行うことから、調査員は教員とする。
- (3) 採択の公正を期すため、調査員は選定委員会の委員と重複しない。

付 則

この要領は平成20年6月1日から実施する。

改正 平成25年4月1日

平成26年5月12日

平成28年5月9日

平成28年6月3日

平成29年5月16日

令和4年度学校別児童・生徒数等について(小学校)

令和4年5月1日現在

番号	学校名	児童・生徒数												合計	編制学級数						特別支援	合計			
		通常学級						特別支援学級							通常学級										
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年		1年	2年	3年	4年	5年	6年					
1	仁方	43	44	38	47	30	51	253	2	2	3	4	0	1	12	265	2	2	2	1	2	11	2	13	
2	広南	8	14	16	16	23	17	94	0	0	2	0	1	0	3	97	1	1	1	1	1	1	6	8	
3	白岳	103	100	85	103	113	106	610	3	6	2	5	4	3	23	633	3	3	3	3	3	18	4	22	
4	広坂	94	89	89	102	95	105	574	2	2	5	4	5	1	19	593	3	3	3	3	3	18	4	22	
5	三郷	58	56	56	57	59	66	352	3	1	3	5	1	1	14	366	2	2	2	2	2	12	2	14	
6	郷原	20	23	41	40	35	54	213	1	0	1	1	4	2	9	222	1	1	2	1	1	8	2	10	
7	横路	129	126	125	127	120	129	756	2	2	2	2	3	5	16	772	4	4	4	4	3	23	3	26	
8	阿賀	76	82	80	75	85	93	491	2	2	3	2	8	3	20	511	3	3	3	2	3	17	4	21	
9	原屋	21	13	24	17	22	26	123	0	1	1	0	0	1	3	126	1	1	1	1	1	1	6	8	
10	警固	15	17	19	15	16	24	106	3	0	2	3	0	0	8	14	1	1	1	1	1	1	6	9	
11	坪内	23	27	34	22	27	22	155	1	0	3	0	1	0	5	160	1	1	1	1	1	1	6	9	
12	宮原	16	16	20	23	17	22	114	0	1	2	0	3	1	7	121	1	1	1	1	1	1	6	9	
13	和庄	38	34	41	42	46	36	237	1	0	0	0	1	2	4	241	2	1	2	2	2	10	3	13	
14	本通	27	19	25	34	27	25	157	1	1	1	0	2	4	9	166	1	1	1	1	1	6	2	8	
15	長迫	14	16	17	20	15	18	100	0	0	0	1	6	3	10	110	1	1	1	1	1	6	3	9	
16	明立	32	36	43	38	50	40	239	1	1	1	3	3	0	9	248	1	2	2	1	2	1	9	11	
17	荘山	81	67	81	80	81	68	458	3	2	4	3	2	1	15	473	3	2	3	2	3	15	3	18	
18	呉中	93	83	91	98	99	85	549	2	6	1	6	2	3	20	569	3	3	3	3	3	18	4	22	
19	岡城	22	17	15	16	22	17	109	3	2	4	1	2	0	12	121	1	1	1	1	1	6	2	8	
20	港町	32	32	42	37	37	31	211	1	1	0	2	1	2	7	218	1	1	2	1	1	7	2	9	
21	宮浦	44	32	39	40	43	53	251	2	3	1	2	2	1	11	262	2	1	2	1	2	10	2	12	
22	天志	19	36	30	39	30	28	182	2	2	0	0	0	0	4	186	1	2	1	1	1	7	2	9	
23	昭和西	55	64	55	72	56	72	374	3	2	6	2	6	0	19	393	2	2	2	2	2	12	4	16	
24	昭和中	60	75	81	91	73	76	456	3	2	6	3	9	2	25	481	2	3	3	3	2	15	5	20	
25	昭 and 南	30	26	20	32	30	31	169	2	2	0	0	2	3	9	178	1	1	1	1	1	6	2	8	
26	昭 and 北	103	99	92	100	105	136	635	2	0	3	1	4	1	11	646	3	3	3	3	3	19	3	22	
27	川尻	47	41	38	46	60	51	283	2	0	0	2	3	3	10	293	2	2	2	2	2	12	2	14	
28	音戸	13	14	19	8	18	21	93	0	0	1	0	1	1	3	96	1	1	1	1	1	6	2	8	
29	波多	27	31	28	33	31	34	184	4	7	2	2	1	3	19	203	1	1	1	1	1	6	3	9	
30	明徳	7	16	7	13	6	14	63	0	0	1	0	0	0	1	64	1	1	1	1	1	6	1	7	
31	倉橋	11	7	11	14	14	13	70	1	0	0	0	0	2	3	73	1	1	1	1	1	6	2	8	
32	蒲刈	10	3	6	4	8	7	38	0	0	0	2	0	2	4	42	1	1	0.5	0.5	0.5	0.5	4	2	6
33	安浦	39	45	38	49	36	57	264	0	3	4	0	1	1	9	273	2	2	2	2	1	11	2	13	
34	安登	12	13	19	14	19	26	103	0	0	1	3	1	1	6	109	1	1	1	1	1	6	2	8	
35	豊	3	4	1	4	6	8	26	0	0	0	0	0	0	0	26	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	3	0	3
合計		1425	1417	1466	1568	1554	1662	9092	52	51	65	59	79	53	359	9451	57.5	57.5	61	55	55	57	343	89	432

令和4年度学校別児童・生徒数等について(中学校)

令和4年5月1日現在

番号	学校名	児童・生徒数						編制学級数									
		通常学級			特別支援学級			通常学級			特別支援学級						
		1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計
1	仁方	46	57	40	143	0	1	1	2	145	2	2	1	5	2	2	7
2	広南	22	17	17	56	1	1	0	2	58	2	1	1	4	3	1	4
3	白岳	111	121	122	354	4	1	0	5	359	5	3	4	11	2	2	13
4	広中央	146	150	145	441	7	3	7	17	458	17	4	4	12	3	3	15
5	郷原	55	53	63	171	4	2	0	6	177	6	2	2	6	2	2	8
6	横路	139	115	130	384	2	5	0	7	391	7	4	3	11	2	2	13
7	阿賀	95	94	84	273	3	3	4	10	283	10	3	3	9	2	2	11
8	警固屋	12	13	12	37	0	0	2	2	39	2	1	1	3	1	1	4
9	宮原	39	40	39	118	1	0	3	4	122	4	1	1	3	2	2	5
10	和庄	72	99	87	258	4	2	0	6	264	6	2	3	8	2	2	10
11	東畑	50	65	56	171	3	1	2	6	177	6	2	2	6	2	2	8
12	片山	82	60	61	203	2	1	0	3	206	3	2	2	7	2	2	9
13	呉中央	95	98	99	292	3	4	7	14	306	14	3	3	9	4	4	13
14	両城	52	41	48	141	1	2	1	4	145	4	2	2	6	1	1	7
15	吉浦	51	54	51	156	2	0	1	3	159	3	2	2	6	2	2	8
16	天志	21	31	24	76	2	1	1	4	80	4	1	1	3	2	2	5
17	昭和	115	110	144	369	3	1	3	7	376	7	3	3	10	2	2	12
18	昭北	153	141	175	469	6	9	6	21	490	21	4	4	13	3	3	16
19	川尻	58	49	62	169	2	1	0	3	172	3	2	2	6	2	2	8
20	音戸	54	50	57	161	0	1	1	2	163	2	2	2	6	1	1	7
21	明德	11	10	14	35	0	0	0	0	35	0	1	1	3	0	0	3
22	倉橋	18	13	14	45	1	0	1	2	47	2	1	1	3	1	1	4
23	蒲刈	9	11	8	28	0	0	1	1	29	1	1	1	3	1	1	4
24	安浦	65	66	60	191	3	2	3	8	199	8	2	2	6	3	3	9
25	豊浜	9	14	10	33	1	0	1	2	35	2	1	1	3	2	2	5
	合計	1580	1572	1622	4774	55	41	45	141	4915	141	53	53	161	47	47	208

教議第28号

呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について

呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令

呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令（平成29年呉市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第5号までの様式中「印」を削る。

別記様式第6号を次のように改める。

別記様式第6号（第12条関係）

年度業績評価（自己申告）書																					
所属	氏名	職名	分掌（主任・担当学級・教務等）	年齢	在職年数	年	月	(所属における組織の目標のうち「年間目標」と関連する事項)				(昨年度の成果と課題)									
年度	年間目標	達成の手立て (上半期)	上半期評価（9月30日時点）						達成の手立て (下半期)	下半期評価											
			職員記入欄			評価者記入欄				職員記入欄			評価者記入欄								
			取組内容についての自己評価	進	コメント	進	達成度 評価	プロセス 評価		取組内容についての自己評価	進	コメント	進	達成度 評価	プロセス 評価						
1	(修正)	(追加・修正)																			
2	(修正)	(追加・修正)																			
3	(修正)	(追加・修正)																			
【指導・指導員】			【達成度評価】評価基準 5 ○ 目標を目標であるにもかかわらず、目標を上回る成果をあげた。 4 ○ 目標を上回る成果をあげた。 3 ○ 目標をほぼ達成した。 2 ○ 目標をほぼ達成したが、本人に要求されるレベルは満たしており、一定の成果が認められる。 1 ○ 目標を大きく下回り、今後の改善が認められない。 ○ 通常の努力によって得られるはずの成果に及ばない。			【プロセス評価】評価基準 5 業務の目的や「実施すべき事」を念頭に置いて適切に評価を遂行するとともに、目標達成に向け努力しているか。 4 自己の活動内容を振り返り、うまくいった点、うまくいかなかった点について整理し、課題を把握しているか。 3 上記の振り返りを踏まえ、改善策を策定し実行しているか。			【プロセス評価】評価基準 5 ○ 本人に要求される水準を著しく上回っており、他の職員の高水準である。 ○ 総合的に評価者の必要が全くない(抜材である。) 4 ○ 実数や評価点はほとんどなく、本人に要求される水準を上回っている。 ○ 総合的に評価者の必要がほとんどない(優良である。) 3 ○ 実数や評価点は少々あるが業務には支障がなく、本人に要求される水準に達している。 ○ 総合的には通常の業務を遂げた評価で十分である(標準である。) 2 ○ 実数や評価点が目につき業務にも若干の支障を来しており、本人に要求されるレベルを下回っている。 ○ 総合的には個別の改善が必要である。 1 ○ 実数や評価点が多く業務に大いに支障を来しており、本人に要求されるレベルを大きく下回っている。 ○ 総合的に改善点の多い抜材的な評価が必要である。			上半期 総合評価 下半期 総合評価		当初面談：年 月 日 中間面談：年 月 日 最終面談：年 月 日							
【自由記述欄】																					

付 則

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。

(提案理由)

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部改正に準じて、所要の規定の整備を行うため、この訓令案を提出する。

議案資料 呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令
の制定について

1 改正の趣旨

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部改正に準じて、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

別記様式第1号から別記様式第5号の押印欄を削ります。

別記様式第6号中に面談日の記入欄を加えます。

3 施行期日

令和4年6月1日

旧

別記様式第1号 (第8条関係)

能力評価書 (校長用) 定期・特別

所属	兵市立兵真高等学校
通し番号	

職名	ふりがな 氏名	性別	生年月日	評年齢
教頭	職員番号			年 月

兵市教育委員会 印

勤務成績 評価期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

評価項目	能力		実績		意欲		特別事項	
	一次 評価	二次 評価	一次 評価	二次 評価	一次 評価	二次 評価	一次評価者	二次評価者
学校管理運営								
校長補佐								
教職員指導								

総評 (換算点 /180)

校長所見					
総合評価(絶対)	S	A	B	C	D
総合所見					
【病休及び休職期間等】 (~)					

新

別記様式第1号 (第8条関係)

能力評価書 (校長用) 定期・特別

所属	兵市立兵真高等学校
通し番号	

職名	ふりがな 氏名	性別	生年月日	評年齢
教頭	職員番号			年 月

兵市教育委員会

勤務成績 評価期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

評価項目	能力		実績		意欲		特別事項	
	一次 評価	二次 評価	一次 評価	二次 評価	一次 評価	二次 評価	一次評価者	二次評価者
学校管理運営								
校長補佐								
教職員指導								

総評 (換算点 /180)

校長所見					
総合評価(絶対)	S	A	B	C	D
総合所見					
【病休及び休職期間等】 (~)					

旧

別記様式第2号 (第8条関係)

能力評価表 (教頭用) 定期・特別

所属	呉市立呉高等学校	ふりがな 氏名	性別	生年月日	満年齢
通し番号		職員番号			年 月
		教頭			

所属	呉市立呉高等学校	ふりがな 氏名	性別	生年月日	満年齢
通し番号		職員番号			年 月
		教頭			

勤務成績 評価期間： 年 月 日 ~ 年 月 日

評価項目	能力		系級		意欲		特別事項	
	一次 評価	二次 評価	一次 評価	二次 評価	一次 評価	二次 評価	一次評価者	二次評価者
学校管理運営								
校長補佐								
教職員指導								

総評 (換算点 / 180)

校長所見					
総合評価(絶対)	S	A	B	C	D
総合所見					
【帯休及び休職期間等】 ()					

新

別記様式第2号 (第8条関係)

能力評価表 (教頭用) 定期・特別

所属	呉市立呉高等学校	ふりがな 氏名	性別	生年月日	満年齢
通し番号		職員番号			年 月
		教頭			

呉市教育委員会
一次評価者

勤務成績 評価期間： 年 月 日 ~ 年 月 日

評価項目	能力		系級		意欲		特別事項	
	一次 評価	二次 評価	一次 評価	二次 評価	一次 評価	二次 評価	一次評価者	二次評価者
学校管理運営								
校長補佐								
教職員指導								

総評 (換算点 / 180)

校長所見					
総合評価(絶対)	S	A	B	C	D
総合所見					
【帯休及び休職期間等】 ()					

旧

別記様式第3号 (第8条関係)

能力評価表 (教諭用) 定期・特別

所属 所立成高等学校	ふりがな 氏名	性別	生年月日	満年齢	印 二次評価者
通し番号	職員番号			年月	印 一次評価者
	教諭				

別券成績

評価期間： 年 月 日 ~ 年 月 日

評価項目	能力		実技		意欲		特記事項	
	一次評価	二次評価	一次評価	二次評価	一次評価	二次評価	一次評価者	二次評価者
学習指導								
生徒指導等								
学級運営・その他								

総評 (換算点 / 180)

総合評価(絶対)	S	A	B	C	D	総合所見
						【病休及び休職期間等】 ()

新

別記様式第3号 (第8条関係)

能力評価表 (教諭用) 定期・特別

所属 所立成高等学校	ふりがな 氏名	性別	生年月日	満年齢	印 二次評価者
通し番号	職員番号			年月	印 一次評価者
	教諭				

別券成績

評価期間： 年 月 日 ~ 年 月 日

評価項目	能力		実技		意欲		特記事項	
	一次評価	二次評価	一次評価	二次評価	一次評価	二次評価	一次評価者	二次評価者
学習指導								
生徒指導等								
学級運営・その他								

総評 (換算点 / 180)

総合評価(絶対)	S	A	B	C	D	総合所見
						【病休及び休職期間等】 ()

旧

別記様式第4号(第8条関係)

能力評価書(養護教諭用) 定期・特別

所属	県立立派高等学校	職名	ふりがな 氏名	性別	生年月日	満年齢	一次評価者 二次評価者
通し番号		養護 教諭	職員番号		年 月 日	年 月	印 印

勤務成績

評価期間： 年 月 日 ~ 年 月 日

評価項目	能力		実績		意欲		特別事項
	一次評価	二次評価	一次評価	二次評価	一次評価	二次評価	
保健管理							
保健に関する指導							
保健施設運営							

総評 (換算点 / 180)

総合評価(絶対)	S	A	B	C	D	総合所見
						【病休及び休職期間等】 ()

新

別記様式第4号(第8条関係)

能力評価書(養護教諭用) 定期・特別

所属	県立立派高等学校	職名	ふりがな 氏名	性別	生年月日	満年齢	一次評価者 二次評価者
通し番号		養護 教諭	職員番号		年 月 日	年 月	印 印

勤務成績

評価期間： 年 月 日 ~ 年 月 日

評価項目	能力		実績		意欲		特別事項
	一次評価	二次評価	一次評価	二次評価	一次評価	二次評価	
保健管理							
保健に関する指導							
保健施設運営							

総評 (換算点 / 180)

総合評価(絶対)	S	A	B	C	D	総合所見
						【病休及び休職期間等】 ()

旧

別記様式第5号 (第8条関係)

能力評価書 (実習助手用) 定期・特別

所属	所屬	ふりがな	性別	生年月日	満年齢	一次評価者	印
通し番号	職名	氏名			年 月	二次評価者	印
	発給	職員番号					
	教諭						

到達成績 評価期間： 年 月 日 ~ 年 月 日 特記事項

評価項目	能力		実績		意欲		特記事項
	一次評価	二次評価	一次評価	二次評価	一次評価	二次評価	
実習・実習等							一次評価者 二次評価者
分限事項・その他							

総評 (換算点 / 180)

総合評価(絶対)	S	A	B	C	D	総合所見
						【病状及び休職期間等】 ()

新

別記様式第5号 (第8条関係)

能力評価書 (実習助手用) 定期・特別

所属	所屬	ふりがな	性別	生年月日	満年齢	一次評価者
通し番号	職名	氏名			年 月	二次評価者
	発給	職員番号				
	教諭					

到達成績 評価期間： 年 月 日 ~ 年 月 日 特記事項

評価項目	能力		実績		意欲		特記事項
	一次評価	二次評価	一次評価	二次評価	一次評価	二次評価	
実習・実習等							一次評価者 二次評価者
分限事項・その他							

総評 (換算点 / 180)

総合評価(絶対)	S	A	B	C	D	総合所見
						【病状及び休職期間等】 ()

旧

別記様式第6号 (第12条関係)

別記様式第6号 (第12条関係)

令和年度業績評価(自己点等)票

所属部署(所属部署) 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名

氏名	所属部署(所属部署)	氏名	氏名	氏名	氏名	上場関係(自己点等)		業績の点等(自己点等)		業績の点等(自己点等)		業績の点等(自己点等)	
						業績の点等(自己点等)	コメント	業績の点等(自己点等)	コメント	業績の点等(自己点等)	コメント	業績の点等(自己点等)	コメント
1													
2													
3													

【評価・改善案】

1. 評価項目: 業績の点等(自己点等)

2. 改善案: 業績の点等(自己点等)

【評価・改善案】

1. 評価項目: 業績の点等(自己点等)

2. 改善案: 業績の点等(自己点等)

【評価・改善案】

1. 評価項目: 業績の点等(自己点等)

2. 改善案: 業績の点等(自己点等)

新

別記様式第6号 (第12条関係)

別記様式第6号 (第12条関係)

令和年度業績評価(自己点等)票

所属部署(所属部署) 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名

氏名	所属部署(所属部署)	氏名	氏名	氏名	氏名	上場関係(自己点等)		業績の点等(自己点等)		業績の点等(自己点等)		業績の点等(自己点等)	
						業績の点等(自己点等)	コメント	業績の点等(自己点等)	コメント	業績の点等(自己点等)	コメント	業績の点等(自己点等)	コメント
1													
2													
3													

【評価・改善案】

1. 評価項目: 業績の点等(自己点等)

2. 改善案: 業績の点等(自己点等)

【評価・改善案】

1. 評価項目: 業績の点等(自己点等)

2. 改善案: 業績の点等(自己点等)

【評価・改善案】

1. 評価項目: 業績の点等(自己点等)

2. 改善案: 業績の点等(自己点等)

1 概要

令和4年度（4月1日～5月25日まで）

発生した学校	臨時休業を 実施した学校	陽性となった 学校関係者
小 328校	小 162校	児童 441名
中 147校	中 59校	生徒 187名
高 9校	高 2校	教職員 31名
のべ 484校	のべ 223校	計 659名

2 学校の対応について

※ 「学校生活における児童生徒のマスクの着用について」（令和4年5月25日通知）

(1) 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ありません。その際、地域の感染状況等を踏まえつつ、児童生徒の間隔を十分に確保する、屋内で実施する場合には、呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける、こまめに換気を行う等に留意してください。（学校衛生管理マニュアルp40～）

(2) 運動部活動についても、体育の授業に準じつつ、近距離で組み合ったり接触したりする運動をはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応することが重要です。特に以下に記載するような場面においては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底してください。

- ・ 活動の実施中以外の練習場所や部室、更衣室、ロッカールーム等の共有エリアの利用時
- ・ 部活動前後での集団での飲食や移動時
- ・ 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や控え室、休憩スペース、会議室、洗面所等の利用時、開会式、抽選会、表彰式等の出席時、応援時
- ・ 寮や寄宿舎における集団生活時 等

また、感染対策を顧問の教師や部活動指導員等に委ねることなく、学校の管理職が顧問等から、活動内容を確認して実施の可否を判断するなど、責任を持って感染対策に取り組んでください。（学校衛生管理マニュアルp53～）

(3) 熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すよう指導するなど、熱中症対策を優先し、マスクの着用は必要ありません。特に小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、登下校時には屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導が必要です。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導してください。なお、公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用するなどの感染対策が必要です。（学校衛生管理マニュアルp58～）

(4) このほか、休憩時間における運動遊びや屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動等においても、別添「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて（令和4年5月20日厚生労働省）」の「1. マスク着用の考え方」に基づく取扱い（身体的距離が確保できる場合は、着用の必要はない）としてください。

寄附受納について

学校施設課

呉市立音戸小学校の児童に対して、次のとおり寄附の申込みがあったので、これを受納した。

寄附申込者	名称	数量	評価額	受納年月日
創価学会	図書 書架	300冊 2台	722,900円	R4. 4. 26



図書贈呈式(R4.4.26)

